

別紙 1

表 1 介護職員等処遇改善支援補助金（障がい者福祉事業）対象サービス

サービス区分	交付率
居宅介護	1.6%
重度訪問介護	1.6%
同行援護	1.6%
行動援護	1.6%
重度障害者等包括支援	1.6%
生活介護	0.8%
施設入所支援	1.6%
短期入所	1.6%
療養介護	1.6%
自立訓練（機能訓練）	0.9%
自立訓練（生活訓練）	0.9%
就労移行支援	0.7%
就労継続支援 A 型	0.7%
就労継続支援 B 型	0.7%
就労定着支援	0.7%
自立生活援助	0.7%
共同生活援助（介護サービス包括型）	1.1%
共同生活援助（日中サービス支援型）	1.1%
共同生活援助（外部サービス利用型）	1.1%
児童発達支援	1.1%
医療型児童発達支援	1.1%
放課後等デイサービス	1.1%
居宅訪問型児童発達支援	1.1%
保育所等訪問支援	1.1%
福祉型障がい児入所施設	2.1%
医療型障がい児入所施設	2.1%

注 1 障がい者支援施設が行う日中活動系サービスは、各サービスと同じ交付率を適用する。

注 2 就労定着支援及び自立生活援助は令和 6 年 4 月から適用する。

表 2 介護職員等処遇改善支援補助金（障がい者福祉事業）非対象サービス

サービス区分	交付率
計画相談支援、障がい児相談支援、地域相談支援（移行）、地域相談支援（定着）	0%